

2021年7月9日

株 主 各 位

名古屋市中区丸の内二丁目1番33号

東建コーポレーション株式会社

代表取締役社長兼会長 左右田 稔

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、郵送又はインターネットによる議決権行使（詳細は42頁をご参照ください）をお願い申し上げます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、2021年7月28日（水曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年7月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目1番33号
当社 東建本社丸の内ビル3階 東建ホール・丸の内
（末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第45期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

-
- ◎ 本株主総会にご出席の株主様へのお土産は用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会会場において感染防止のための措置を実施させていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、マスクを着用いただき感染予防にご配慮ください。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.token.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益は減少が続き、雇用情勢に弱い動きがみられるなど厳しい状況で推移したなかで、設備投資や企業の生産など一部に持ち直しの動きもみられました。景気の先行きについては、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、国内外における新型コロナウイルス感染症の動向を注視する必要があるなど、依然として不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、住宅ローン金利の水準が低い状態で推移したものの、新設住宅着工戸数は81万7千戸（前期比6.5%減）となり弱含みで推移しました。また、新設貸家着工戸数は30万6千戸（前期比7.2%減）となり前期を下回る結果となりました。

このような状況のなか、当社グループの連結業績は、売上高につきましては、3,098億9百万円（前期比4.2%減）となり前期を下回りました。利益面につきましては、営業利益155億6千2百万円（前期比21.4%増）、経常利益164億9千9百万円（前期比24.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益100億8千万円（前期比17.1%増）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

(建設事業)

建設事業におきましては、前連結会計年度及び当連結会計年度上半期の受注高が伸び悩んだことにより、完成工事高は前期と比較して減少しております。利益面におきましては、原価管理徹底の取組みなどにより、完成工事総利益率は改善しました。ナスラック㈱につきましては、水周り製品を中心とした外販売上高が前期と比較して増加しております。この結果、建設事業における売上高は1,194億6千9百万円（前期比15.9%減）、営業利益は112億1千2百万円（前期比0.9%増）となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言の発出時には営業活動の自粛や縮小を行ったものの、効率的な営業活動を推進したことなどから、当連結会計年度の当社単体における総受注高につきましては、1,274億3千9百万円（前期比3.8%増）となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により仲介料収入が伸び悩んだものの、管理物件数の増加に伴うサブリース経営代行システム（一括借り上げ制度）による入居者様からの家賃収入及び管理料収入等の増加により、売上高は前期を上回ることができました。当社では、「オンライン仲介」の導入や、駅前などの集客が見込める場所への仲介専門店の出店・移設を行うなど、入居者募集活動の充実を図ってまいりました。また、これらの施策のほか管理事業拡大のために物件仕入及び管理受託の促進に努める一方で、「ホームメイトF C店」や「ホームメイト倶楽部（ネット会員）」を積極的に開拓し、全国不動産会社情報ネットワークを構築することで、仲介競争力の強化を図ることができました。それらの効果により、賃貸建物の当連結会計年度末の入居率は98.9%となり、高い入居率を維持しております。この結果、不動産賃貸事業における売上高は1,879億8千8百万円（前期比5.2%増）、営業利益は115億8千9百万円（前期比15.2%増）となりました。

(その他)

総合広告代理店業、旅行代理店業及びゴルフ場・ホテル施設の運営に関する事業で構成されるその他の事業における売上高は23億5千2百万円（前期比11.2%減）、営業損失は1億8千6百万円（前期は4千万円の営業利益）となりました。

セグメントの名称	前連結会計年度 自 2019年5月1日 至 2020年4月30日		当連結会計年度 自 2020年5月1日 至 2021年4月30日	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)
建 設 事 業	142,095	43.9	119,469	38.5
不 動 産 賃 貸 事 業	178,640	55.3	187,988	60.7
そ の 他	2,649	0.8	2,352	0.8
合 計	323,386	100.0	309,809	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額16億7千1百万円であります。その主なものは、名古屋刀剣博物館「名古屋刀剣ワールド」（愛知県名古屋市）の建設及び当博物館に係る器具備品、並びに当社における合理化のためのソフトウェア等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

2022年4月期は、「電子化・オンライン化による経営体質の強化」をスローガンに掲げております。

新型コロナウイルス感染症の流行により急速に浸透した「新しい生活様式」が、人々の生活に大きな変化をもたらし、企業経営においてもニューノーマルな時代に合わせた労働環境の整備が求められるとともに、事業継続性の高い経営への取り組みが一層求められるようになりました。

こうした背景から2022年4月期につきましては、業務の「電子化・オンライン化」を推進し、新しい時代に対応した仕組みを作り、有効に活用していくことで「経営体質の強化」を図っていくなど、更なる当社グループの発展に努めてまいります。

以上、今後の厳しい外部環境に柔軟に対応しつつ、目標達成のため一丸となって邁進する所存であります。

株主の皆様には、今後ともより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	2018年 4 月期	2019年 4 月期	2020年 4 月期	2021年 4 月期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	328,567	328,524	323,386	309,809
経 常 利 益(百万円)	20,341	16,057	13,264	16,499
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	12,583	10,832	8,606	10,080
1株当たり当期純利益(円)	935.39	805.42	639.97	749.72
総 資 産(百万円)	185,129	194,882	189,927	194,424
純 資 産(百万円)	84,129	92,449	97,999	105,517

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 42 期 (2018年 4 月期)	第 43 期 (2019年 4 月期)	第 44 期 (2020年 4 月期)	第 45 期 (当事業年度) (2021年 4 月期)
売 上 高(百万円)	185,841	176,451	162,004	140,460
経 常 利 益(百万円)	16,136	12,130	9,187	11,772
当 期 純 利 益(百万円)	10,682	8,973	6,816	7,638
1株当たり当期純利益(円)	794.05	667.20	506.90	568.06
総 資 産(百万円)	154,071	162,096	156,344	159,134
純 資 産(百万円)	63,897	70,271	74,062	78,727

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
(株) 東 通 エ ィ ジ ェ ン シ ー	20百万円	100.0%	総合広告代理業
(株) 東 通 ト ラ ベ ル	30百万円	100.0%	旅 行 代 理 業
東 建 リ ー ス フ ァ ン ド (株)	250百万円	100.0%	貸 金 業 及 び 生 損 保 代 理 業
東 建 多 度 カ ン ト リ ー (株)	50百万円	100.0%	ゴルフ場及び ホ テ ル 運 営
東 建 リ ゾ ー ト ・ ジ ャ パ ン (株)	100百万円	100.0%	ゴルフ場運営
ナ ス ラ ッ ク (株)	90百万円	100.0%	製 造 販 売 業
(株) 東 通 エ ス テ ー ト	3百万円	100.0%	不 動 産 事 業
東 建 ビ ル 管 理 (株)	498百万円	100.0%	不 動 産 事 業

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

建 設 事 業	土木・建築その他建設工事全般に関する事業及びそれに付随する事業
不 動 産 貸 貸 事 業	不動産の賃貸、仲介及び管理に関する事業
そ の 他	総合広告代理店業、旅行代理店業及びゴルフ場・ホテル施設の運営に関する事業

(8) 企業集団の主要な拠点等

当 社

本 社：名古屋市中区

支 店 等：東日本事業ブロック（支店等22・仲介専門店11）
関東事業ブロック（支店等21・仲介専門店3）
首都圏事業ブロック（支店等29・仲介専門店9）
中日本事業ブロック（支店等27・仲介専門店25）
関西事業ブロック（支店等22・仲介専門店6）
西日本事業ブロック（支店等30・仲介専門店16）

ナスラック㈱

本 社：名古屋市中区

工 場：千葉シスコ工場（千葉県）、NK深谷工場（埼玉県）、
ナスラック鎌倉工場（神奈川県）、シェル神戸工場（兵庫県）、
出雲ダンタニ工場（島根県）

支 店：東日本支社5、西日本支社6

その他の子会社

本 社：愛知県7、三重県1、中華人民共和国（上海市）1

(9) 従業員の状況

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従 業 員 数
建 設 事 業	3,775名
不 動 産 賃 貸 事 業	1,133名
そ の 他	190名
全 社（共 通）	185名
合 計	5,283名

（注）従業員数が前連結会計年度末と比較して1,065名減少しておりますが、その主な理由は、事業所の閉鎖による経営の合理化、及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る新規採用の見送りによるものであります。

② 当社の状況

従 業 員 数	平 均 年 齢	平均勤続年数
4,688名	41.33歳	8.7年

（注）従業員数は就業人員（パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含む。）であります。

(10) 主要な借入先

現在、借入金残高はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 53,888,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 13,472,000株（自己株式26,842株を含む） |
| (3) 株主数 | 14,865名（前期末比1,738名減少） |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) 東 名 商 事	4,100,000株	30.4%
左 右 田 稔	1,546,400	11.5
光 通 信 (株)	762,500	5.6
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	597,701	4.4
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	421,500	3.1
左 右 田 善 猛	404,000	3.0
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	153,200	1.1
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 5)	127,900	0.9
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140040	126,924	0.9
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	116,000	0.8

（注） 持株比率は自己株式（26,842株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
左右田 稔	代表取締役社長 兼 会 長		
左右田 善 猛	専 務 取 締 役	営業本部長兼建築本部長	
英 昇	常 務 取 締 役	業務管理本部長	
志 田 行 弘	取 締 役		
堀 田 栄一郎	常 勤 監 査 役		
三 箭 正 博	監 査 役		税理士 (三箭正博税理士事務所所長)
北 村 明 美	監 査 役		弁護士 (北村法律事務所所長)

- (注) 1. 取締役志田行弘は、社外取締役であります。
 2. 監査役三箭正博及び監査役北村明美は、社外監査役であります。
 3. 監査役三箭正博は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役志田行弘及び監査役北村明美を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び会社法上に定める全ての当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していたものを含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、取締役及び監査役の報酬は、会社に対する貢献度及び経営内容等を勘案して決定しております。

取締役の報酬等は基本報酬として株主総会が決定する報酬総額の限度内において代表取締役に決定が一任されており、役位によって設定された固定報酬及び前連結会計年度の利益実績に基づき算出された短期の業績に連動する変動報酬で構成されております。変動報酬の分配についても固定報酬と同様、段位に応じて分配されております。

監査役の報酬等についても取締役同様の方針に基づき、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	489百万円 (7百万円)	375百万円 (6百万円)	88百万円 (1百万円)	4名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	22百万円 (9百万円)	19百万円 (8百万円)	2百万円 (1百万円)	3名 (2名)

- (注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額26百万円(取締役4名に対して25百万円、監査役1名に対して0百万円)が含まれております。これにより当事業年度末日における役員退職慰労引当金の残高は、765百万円(取締役4名に対して753百万円、監査役1名に対して2百万円)となっております。
2. 上記報酬等の額のほか、2020年7月29日開催の第44回定時株主総会決議に基づき、2019年7月26日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して、役員退職慰労金として、20百万円支給しております。この金額には、過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額である17百万円が含まれております。
3. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、経営目標の達成状況を測る一つの指標である当期純利益の額を反映した金銭報酬としており、各事業年度の当期純利益に応じて社内基準により算出された額を支給しております。なお、当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の実績は第43期の当期純利益8,973百万円及び第44期の当期純利益6,816百万円となっております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2017年7月27日開催の第41回定時株主総会において年額800百万円以内(うち、社外取締役年額30百万円)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名(うち、社外取締役は1名)です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、1995年9月25日開催の第19回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長兼会長左右田稔に対し各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各役員の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された方法と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役三箭正博は三箭正博税理士事務所の所長であります。三箭正博税理士事務所と当社との間には特別な関係はありません。

監査役北村明美は北村法律事務所の所長であります。北村法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

取締役 志田行弘

取締役会への出席率は100.0%であります。

取締役志田行弘は、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づいて、適切な助言・提案等を適宜行っており、経営陣の監督に努めております。具体的には会社の月次予算実績の進捗に対する助言や新規事業に関する助言であります。

監査役 三箭正博

取締役会への出席率は100.0%であります。

監査役会への出席率は100.0%であります。

監査役 北村明美

取締役会への出席率は100.0%であります。

監査役会への出席率は100.0%であります。

監査役三箭正博は税理士としての専門的見地に基づいて、監査役北村明美は弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、適宜質問し、また必要に応じて意見を述べており、監査機能の発揮に努めてまいりました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

57百万円

- ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

65百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識基準に関する会計基準についてのアドバイザー業務」等を委託し、その対価を支払っております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、上記体制について取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議しております。

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「企業行動憲章」「社員行動規範」「社訓」「社是」「倫理綱領」などに基づき、代表取締役社長兼会長がその精神を継続的に取締役及び社員に伝達することにより法令・定款及び社会規範を遵守する。
 - (2) コンプライアンス経営に取り組むためにグループ全体を横断的に統括する組織として、東建リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンス管理体制の整備及び問題点の把握に努める。東建リスク・コンプライアンス委員会は、規程、マニュアル等を作成し、社員への教育等を行う。
 - (3) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、監査結果を定期的に取り締り及び監査役に報告するものとする。
 - (4) 法令上疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段として通報・相談窓口を設置・運営する。内部監査室は、通報・相談内容を調査し、その調査結果を東建リスク・コンプライアンス委員会に報告する。東建リスク・コンプライアンス委員会は、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施する。
 - (5) 「企業行動憲章」「社員行動規範」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力との関係を遮断し、不当要求には警察、弁護士等の外部専門機関と連携して組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報（文書及び電子的記録媒体）は、「文書取扱規程」及び「電子化文書取扱規程細則」に従い、適切に記録し、保存する。
 - (2) 取締役及び監査役は、「文書取扱規程」及び「電子化文書取扱規程細則」により、常時、これらの情報を閲覧できるものとする。
 - (3) 「電子化文書取扱規程細則」に基づいた情報は、電子化文書管理システム「NEXT」により、運用するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理については、リスクの種類毎の担当部署にて、規程の制定、マニュアルの作成、研修等を行うものとし、組織横断的リスク状況の管理及び全社の対応は、東建リスク・コンプライアンス委員会が行うものとする。
 - (2) 内部監査室は、リスク管理の状況を監査するものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標となる当社及び当社グループを含む中期経営計画及び年次計画を定める。
 - (2) 業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限・職責規程」、「稟議規程」に基づく効率的な達成方法を定める。
 - (3) 業務担当取締役は、取締役会、経営会議等において、進捗状況を報告する。
 - (4) ITを用いた全社的な業務の効率化を実現する業務システムを構築し、また、機動的な会議運用を行うため、必要に応じて遠隔地においてはテレビ会議の形態で会議を開催する。
5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「関係会社管理規程」及び「『子会社別経営戦略計画』策定規程」に基づき、グループ各社の経営管理を行い、東建リスク・コンプライアンス委員会によりリスク・コンプライアンス管理体制を構築する。
 - (2) 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を子会社取締役及び当社の取締役に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 当社は、監査役より職務を補助すべき社員を置くことを求められた場合は、内部監査室員を監査役の職務を補助すべき社員として設置する。
 - (2) 監査役は、内部監査室所属の室員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
 - (3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた室員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役または社員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、通報・相談窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
 - (2) 当社は、監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止する。
 - (3) 報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役と代表取締役社長兼会長、内部監査室、会計監査人との間の定期的な意見交換会を設定するなど、相互の連携を図る。
 - (2) 監査役が経営会議などの重要会議に出席し、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保する。
 - (3) 当社は、監査役が当社に対し、その職務の執行について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、内部統制システム構築の基本方針に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況は以下のとおりであります。

当社及びグループ各社は、東建リスク・コンプライアンス委員会を4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス態勢を見直した。

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む4名で構成し、監査役も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督した。

グループ各社については、「関係会社管理規程」及び「『子会社別経営戦略計画』策定規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めた。

内部監査室は、代表取締役社長兼会長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長兼会長及び監査役に報告した。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、定期的な監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行った。加えて、取締役会に出席するとともに、取締役、その他使用人と対話を行い、それらの職務の執行状況を監査した。

常勤監査役は、主要な稟議書の閲覧をし、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、東建グループ経営会議、東建リスク・コンプライアンス委員会等の主要会議に出席し、必要な場合は意見を述べた。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示いたしております。

連結貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	134,315	流 動 負 債	59,637
現 金 預 金	124,845	支払手形・工事未払金等	17,983
受取手形・完成工事未収入金等	4,946	未 払 法 人 税 等	3,580
未 成 工 事 支 出 金	1,586	未 成 工 事 受 入 金	8,346
その他のたな卸資産	1,405	預 り 金	16,470
そ の 他	1,549	賞 与 引 当 金	1,373
貸 倒 引 当 金	△17	完成工事補償引当金	392
固 定 資 産	60,108	そ の 他	11,490
有 形 固 定 資 産	45,225	固 定 負 債	29,269
建 物 ・ 構 築 物	20,010	役員退職慰労引当金	766
機械、運搬具及び工具器具備品	6,130	退職給付に係る負債	3,610
土 地	17,169	長 期 預 り 保 証 金	20,953
そ の 他	1,914	そ の 他	3,939
無 形 固 定 資 産	2,707	負 債 合 計	88,907
投資その他の資産	12,175	(純 資 産 の 部)	
長 期 貸 付 金	2,889	株 主 資 本	105,370
繰 延 税 金 資 産	5,358	資 本 金	4,800
そ の 他	4,148	資 本 剰 余 金	20
貸 倒 引 当 金	△220	利 益 剰 余 金	100,748
資 産 合 計	194,424	自 己 株 式	△198
		その他の包括利益累計額	146
		その他有価証券評価差額金	151
		退職給付に係る調整累計額	△5
		純 資 産 合 計	105,517
		負 債 純 資 産 合 計	194,424

連 結 損 益 計 算 書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		309,809
売 上 原 価		258,047
売 上 総 利 益		51,762
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		36,200
営 業 利 益		15,562
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	72	
保 険 代 理 店 収 入	201	
受 取 保 険 金	4	
雇 用 調 整 助 成 金	546	
そ の 他	196	1,023
営 業 外 費 用		
リ ー ス 解 約 損	24	
ク レ ー ム 損 害 金	36	
そ の 他	24	86
経 常 利 益		16,499
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	107	
固 定 資 産 売 却 益	52	159
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	105	
減 損 損 失	1,279	1,384
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		15,274
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,363	
法 人 税 等 調 整 額	△170	5,193
当 期 純 利 益		10,080
親会社株主に帰属する当期純利益		10,080

連結株主資本等変動計算書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,800	20	93,626	△183	98,262
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,958		△2,958
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			10,080		10,080
自 己 株 式 の 取 得				△14	△14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	7,122	△14	7,108
当 期 末 残 高	4,800	20	100,748	△198	105,370

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	152	△415	△263	97,999
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△2,958
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				10,080
自 己 株 式 の 取 得				△14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△0	410	409	409
当 期 変 動 額 合 計	△0	410	409	7,517
当 期 末 残 高	151	△5	146	105,517

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 8社

(株)東通エージェンシー、(株)東通トラベル、東建リースファンド(株)、東建多度カンントリー(株)、東建リゾート・ジャパン(株)、ナスラック(株)、東建ビル管理(株)、(株)東通エステート

非連結子会社

上海東販国際貿易有限公司

一般財団法人刀剣ワールド財団

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社

上海東販国際貿易有限公司

一般財団法人刀剣ワールド財団

(持分法の範囲から除いた理由)

持分法非適用会社は、連結当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、いずれも連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定。但し、投資事業組合に係る有価証券については部分純資産直入法により処理。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

たな卸資産

未成工事支出金……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他のたな卸資産……………当社は最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、連結子会社は主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………	定率法
(リース資産を除く)	但し、1998年4月1日以降取得の建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物、当社のゴルフ場に係る資産及び連結子会社4社については定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物・構築物 15～50年
無形固定資産……………	定額法
(リース資産を除く)	なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 ソフトウェア 5年
リース資産……………	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……………	従業員賞与の支払いに充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
完成工事補償引当金……………	完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、売上高(瑕疵担保責任契約のあるもの)に対する見積補償額を計上しております。
役員退職慰労引当金……………	役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 その他の工事
 工事完成基準
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 担保に供している資産及び担保に係る債務
 施主が当社に対する工事代金支払のために借入した32百万円の担保として、定期預金93百万円を借入を実行した金融機関に差入れております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 24,894百万円
- 保証債務
 施主の金融機関からの借入等に対し、195百万円の債務保証を行っております。
- 有形固定資産の圧縮記帳額
 国庫補助金等により取得価額から控除した固定資産の圧縮記帳累計額
 建物・構築物 343百万円
 機械、運搬具及び工具器具備品 876
 土地 10

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

- 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

用途	場所	種類	金額
ゴルフ場施設	三重県桑名市	建 物 ・ 構 築 物	120
		機械、運搬具及び工具器具備品等	8
		土 地	128
		そ の 他 （ コ ー ス 勘 定 ）	601
宿泊施設	三重県桑名市	建 物 ・ 構 築 物	414
		機械、運搬具及び工具器具備品等	2
		土 地	3
合 計			1,279

2. 減損損失の認識に至った経緯

上記グループについては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みであり、将来キャッシュ・フローによって、帳簿価額の全額を回収できる可能性が低いと判断して、減損損失を認識いたしました。

3. グルーピングの方法

自社利用の事業用資産につきましては原則として事業所別に区分し、賃貸用不動産、ゴルフ場施設、宿泊施設、工場、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。また本社等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから全社資産としております。

4. 回収可能価額の算定方法

ゴルフ場施設の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、不動産鑑定評価を基準として算定しております。

また、宿泊施設の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを8.93%で割引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	13,472,000株
------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2020年7月29日開催の第44回定時株主総会決議による配当に関する事項

株 式 の 種 類	普通株式
配 当 金 の 総 額	2,958百万円
1 株 当 た り 配 当 額	220円
基 準 日	2020年4月30日
効 力 発 生 日	2020年7月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年7月29日開催の第45回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配 当 金 の 総 額	2,957百万円
配 当 の 原 資	利益剰余金
1 株 当 た り 配 当 額	220円
基 準 日	2021年4月30日
効 力 発 生 日	2021年7月30日

(リース取引に関する注記)

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料は、次のとおりであります。

1 年以内	141,894百万円
1 年 超	2,522,750
合 計	2,664,644

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に純投資目的の株式及び投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

施主等に長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが3カ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、当社と同様の管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預金	124,845	124,845	—
(2) 受取手形・ 完成工事未収入金等 貸倒引当金(※)	4,946 △6		
	4,940	4,940	—
(3) 投資有価証券	466	466	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金(※)	2,889 △5		
	2,884	2,884	—
資産計	133,136	133,136	—
(1) 支払手形・工事未払金等	17,983	17,983	—
(2) 未払法人税等	3,580	3,580	—
(3) 預り金	16,470	16,470	—
(4) 長期預り保証金	20,953	20,899	△54
負債計	58,987	58,933	△54

(※) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、株式以外は取引金融機関等から提示された価格によっております。
- (4) 長期貸付金
長期貸付金の時価の算定は、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 支払手形・工事未払金等、(2) 未払法人税等、(3) 預り金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期預り保証金
長期預り保証金の時価の算定は、国債の利回りに信用リスクを加味した適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	124
投資事業組合への出資金	1

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地を含む）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は124百万円（賃貸収益は兼業事業売上高に、主な賃貸費用は兼業事業売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
25,467	△198	25,269	19,451

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度の主な増加額は建物・構築物等の取得（476百万円）であり、主な減少額は減価償却費（704百万円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の重要性が乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価格等を時価としております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 7,847円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 749円72銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2021年4月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	104,043	流 動 負 債	54,139
現 金 預 金	97,944	支 払 手 形	3,701
完 成 工 事 未 収 入 金	3,722	工 事 未 払 金	10,430
未 成 工 事 支 出 金	1,420	リ ー ス 債 務	6
材 料 貯 蔵 品	131	未 払 金	2,805
前 払 費 用	126	未 払 費 用	6,026
そ の 他	709	未 払 法 人 税 等	2,309
貸 倒 引 当 金	△10	未 成 工 事 受 入 金	8,346
固 定 資 産	55,090	預 り 金	16,388
有 形 固 定 資 産	17,517	前 受 収 益	43
建 物	5,376	賞 与 引 当 金	1,229
構 築 物	544	完 成 工 事 補 償 引 当 金	392
機 械 及 び 装 置	51	そ の 他	2,458
車 両 運 搬 具	6	固 定 負 債	26,267
工 具 器 具 ・ 備 品	4,666	リ ー ス 債 務	20
土 地	5,746	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	765
リ ー ス 資 産	24	退 職 給 付 引 当 金	3,084
建 設 仮 勘 定	687	資 産 除 去 債 務	284
そ の 他	413	長 期 預 り 保 証 金	19,733
無 形 固 定 資 産	2,567	そ の 他	2,379
借 地 権	60	負 債 合 計	80,406
ソ フ ト ウ ェ ア	2,027	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	478	株 主 資 本	78,575
投 資 其 他 の 資 産	35,005	資 本 金	4,800
投 資 有 価 証 券	587	資 本 剰 余 金	16
関 係 会 社 株 式	25,816	資 本 準 備 金	16
長 期 貸 付 金	99	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	955	利 益 剰 余 金	73,957
破 産 更 生 債 権 等	32	利 益 準 備 金	1,183
長 期 前 払 費 用	62	そ の 他 利 益 剰 余 金	72,773
繰 延 税 金 資 産	4,653	別 途 積 立 金	23,500
そ の 他	3,004	繰 越 利 益 剰 余 金	49,273
貸 倒 引 当 金	△205	自 己 株 式	△198
資 産 合 計	159,134	評 価 ・ 換 算 差 額 等	151
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	151
		純 資 産 合 計	78,727
		負 債 純 資 産 合 計	159,134

損 益 計 算 書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		140,460
売 上 原 価		98,680
売 上 総 利 益		41,779
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		32,833
営 業 利 益		8,946
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16	
有 価 証 券 利 息	0	
受 取 配 当 金	2,049	
雇 用 調 整 助 成 金	515	
そ の 他	319	2,901
営 業 外 費 用		
リ ー ス 解 約 損	23	
ク レ ー ム 損 害 金	35	
そ の 他	16	75
経 常 利 益		11,772
特 別 利 益		
有 価 証 券 売 却 益	107	
固 定 資 産 売 却 益	49	157
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	99	
減 損 損 失	1,155	1,254
税 引 前 当 期 純 利 益		10,675
法人税、住民税及び事業税	3,204	
法 人 税 等 調 整 額	△167	3,037
当 期 純 利 益		7,638

株主資本等変動計算書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
						別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	4,800	16	0	16	1,183	23,500	44,593	69,277	△183	73,910
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△2,958	△2,958		△2,958
当 期 純 利 益							7,638	7,638		7,638
自己株式の取得									△14	△14
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	4,679	4,679	△14	4,665
当 期 末 残 高	4,800	16	0	16	1,183	23,500	49,273	73,957	△198	78,575

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	152	152	74,062
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△2,958
当 期 純 利 益			7,638
自己株式の取得			△14
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△0	△0	△0
当 期 変 動 額 合 計	△0	△0	4,664
当 期 末 残 高	151	151	78,727

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定。但し、投資事業組合に係る有価証券については部分純資産直入法により処理。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

材 料 貯 蔵 品……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法

（リース資産を除く）

但し、1998年4月1日以降取得の建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物及びゴルフ場に係る資産については定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～50年

無 形 固 定 資 産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

リ ー ス 資 産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長 期 前 払 費 用……………均等償却

4. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員賞与の支払いに充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

- 完成工事補償引当金……………完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、売上高(瑕疵担保責任契約のあるもの)に対する見積補償額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (2) 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

施主が当社に対する工事代金支払のために借入した32百万円の担保として、定期預金93百万円を借入を実行した金融機関に差入れています。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

11,439百万円

3. 保証債務

東建ビル管理(株)におけるサブリース経営代行システム（一括借り上げ制度）契約に対し、2,661,317百万円の債務保証を行っております。また、施主の金融機関からの借入に対し、194百万円の債務保証を行っております。

4. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	86百万円
長期金銭債権	63
短期金銭債務	1,825
長期金銭債務	19,568

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売 上 高	9,354百万円
売 上 原 価	15,385
販売費及び一般管理費	1,442
営業取引以外の取引	2,121

減損損失

1. 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

用途	場所	種類	金額
ゴルフ場施設	三重県桑名市	建物	97
		構築物	22
		機械及び装置	8
		土地	7
		その他（コース勘定）	601
宿泊施設	三重県桑名市	建物	403
		構築物	10
		機械及び装置	2
合 計			1,155

2. 減損損失の認識に至った経緯

上記グループについては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みであり、将来キャッシュ・フローによって、帳簿価額の全額を回収できる可能性が低いと判断して、減損損失を認識いたしました。

3. グルーピングの方法

自社利用の事業用資産につきましては原則として事業所別に区分し、賃貸用不動産、ゴルフ場施設、宿泊施設、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。また本社等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから全社資産としております。

4. 回収可能価額の算定方法

ゴルフ場施設の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、不動産鑑定評価を基準として算定しております。

また、宿泊施設の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを8.93%で割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

26,842株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用 1,664百万円

減損損失 1,023

退職給付引当金 943

賞与引当金 376

繰延利益 253

その他 1,822

繰延税金資産小計 6,085

評価性引当額 △1,236

繰延税金資産合計 4,848

繰延税金負債

その他 △194

繰延税金負債合計 △194

繰延税金資産の純額 4,653

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引（借主側）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両運搬具、電子計算機及び事務用機器の一部、並びに居住用建物を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建 物	6,639	3,342	1,277	2,019

2. 事業年度の末日における未経過リース料相当額及びリース資産減損勘定

未経過リース料相当額

1年以内 213百万円

1年超 4,148

合 計 4,362

リース資産減損勘定 757百万円

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 404百万円

リース資産減損勘定の取崩額 51

減価償却費相当額 223

支払利息相当額 200

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関係会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	ナスラック㈱	名古屋市 中区	90	住宅設備機器の製造及び販売	100.0%	当社施工物件への住設機器の納入等 役員の兼任	住設機器の仕入	15,376	工事未払金	1,322
子会社	東建リース ファンド㈱	名古屋市 中区	250	貸金業及び生・損保代理店業	100.0%	当社顧客に対する建設資金の融資等 役員の兼任	資金の貸付	—	短期貸付金	2
							資金の回収	702	長期貸付金	955
							利息の受取	13	未収収益	2
子会社	東建ビル 管理㈱	名古屋市 中区	498	不動産賃貸事業	100.0%	当社への賃貸物件管理委託 役員の兼任	賃貸管理業務の受託	759	長期預り保証金	19,567
							保証金の受入れ 保証金の払戻し 債務保証	166 2,661,317	—	—

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を有する会社	PUMP UP㈱	名古屋市天白区	9	サービス業	なし	なし	リフォーム工事請負	38	兼業事業売上高	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等は含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉のうでで決定しております。
 貸付金金利条件については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
 預り保証金の受入れについては、不動産賃貸における一般的な取引条件によっております。
 東建ビル管理㈱に対する債務保証については、サブリース経営代行システム（一括借り上げ制度）の契約に基づき、東建ビル管理㈱が施主に対して負う一括家賃等の債務につき、当社が債務保証しているものであります。従って、債務保証額は未経過一括家賃等の金額であります。なお、東建ビル管理㈱に対する債務保証に伴う保証料は収受しておりません。
 リフォーム工事請負については、社内規程に基づき価格を決定しております。
3. PUMP UP㈱は、当社専務取締役左右田善猛が議決権の100%を直接所有する会社であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 5,855円46銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 568円06銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

東建コーポレーション株式会社

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 中 川 隆 之 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 三 島 陽 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東建コーポレーション株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東建コーポレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

東建コーポレーション株式会社

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 中 川 隆 之 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 三 島 陽 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東建コーポレーション株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年5月1日から2021年4月30日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月23日

東建コーポレーション株式会社 監査役会

常勤監査役	堀	田	栄一郎	㊞
社外監査役	三	箭	正博	㊞
社外監査役	北	村	明美	㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当政策につきましては、株主の皆様に対する安定的な配当を第一に、経営基盤の強化を図るための内部留保の充実を勘案の上、業績に応じて積極的な利益還元を行うことを基本方針といたしております。

2021年4月期（第45期）の期末配当におきましては、上記の基本方針に鑑み、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金220円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、2,957,934,760円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年7月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、
取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	そうだ　　みのる 左右田　　稔 (1947年10月24日生)	1979年7月 ㈱東名商事（現、東建コーポレーション ㈱）代表取締役社長 1982年11月 当社代表取締役社長 2013年5月 当社代表取締役社長兼会長（現任） (取締役候補者とした理由) 左右田稔氏は、当社創業者として今日の東建グループを 築き上げました。実績に裏付けられ経営者としての実力 と見識が、当社の経営に欠かせないことから、同氏を引 き続き取締役候補者いたしました。	1,546,400株
2	そうだ　よし　たけ 左右田　善　猛 (1977年12月3日生)	2000年1月 当社入社 2009年7月 当社常務取締役 仲介管理局長 2010年5月 当社常務取締役 営業本部長兼仲介管理局 長 2016年5月 当社常務取締役 営業本部長兼新事業戦略 室室長 2017年12月 当社専務取締役 営業本部長兼新事業戦略 室室長 2019年5月 当社専務取締役 営業本部長兼建築本部長 (現任) (取締役候補者とした理由) 左右田善猛氏は、営業部門、仲介部門及び建築部門等の 要職を歴任し、当社グループの事業活動に関し、豊富な 経験と高度な知見を有していることから、同氏を引き続 き取締役候補者いたしました。	404,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	はなぶさ のぼる 英 昇 (1955年10月22日生)	1982年 9 月 当社入社 2003年 9 月 当社取締役 経営推進部主幹責任者 2005年 7 月 当社常務取締役 経営開発本部長兼経営推進部主幹責任者 2007年12月 当社常務取締役 北日本事業ブロック長 2010年11月 当社執行役員 事業審査部（現、事業監理部）主幹責任者 2014年 7 月 当社取締役 事業監理部主幹責任者 2015年 5 月 当社常務取締役 事業監理部主幹責任者兼業務管理本部管掌 2016年 7 月 当社常務取締役 業務管理本部長（現任） （取締役候補者とした理由） 英昇氏は、営業部門、管理部門等の要職を歴任し、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知見を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。	6,600株
4	し だ みち ひろ 志 田 行 弘 (1947年 3 月30日生)	1970年 4 月 東海テレビ放送㈱入社 2005年 1 月 同社役員待遇 G. M 2006年 6 月 三重テレビ放送㈱ 常務取締役 2008年 6 月 同社代表取締役社長 2015年 6 月 同社相談役 2015年 7 月 当社社外取締役（現任） （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 志田行弘氏は、長年にわたり三重テレビ放送㈱の代表取締役を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけることが期待されることから、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は志田行弘氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 志田行弘氏は、社外取締役候補者です。なお当社は志田行弘氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 志田行弘氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その契約内容の概要は、事業報告9頁「(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。なお、各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

議決権行使 についてのご案内

同封の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただく場合

●書面によるご行使● ●「スマート行使」によるご行使● ●パソコン等によるご行使●

行使期限

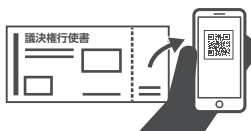
2021年7月28日（水曜日）
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否をご表示
いただき、行使期限までに
当社株主名簿管理人に到着
するようご返送ください。

行使期限

2021年7月28日（水曜日）
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の
右下「スマートフォン用議決
権行使ウェブサイトログイン
QRコード」をスマートフォ
ンかタブレット端末で読み
取ります。

詳細につきましては43頁
をご覧ください。

行使期限

2021年7月28日（水曜日）
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権
行使書用紙に記載の議決権
行使コード及びパスワードを
ご利用のうえ、画面の案内に
従って議案に対する賛否を
ご登録ください。

詳細につきましては44頁
をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

●株主総会へ出席●



株主総会開催日時

2021年7月29日（木曜日）
午前10時

同封の議決権行使
書用紙をご持参い
ただき、会場受付
にご提出くださ
い。

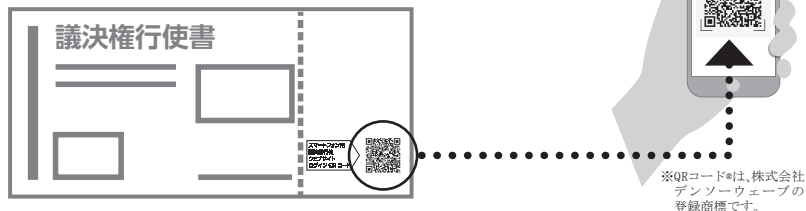
重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

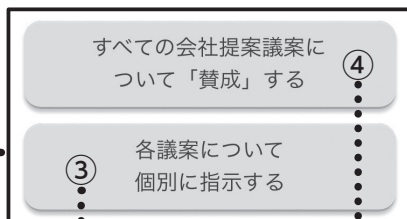
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

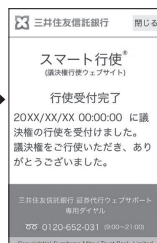


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の
賛否をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

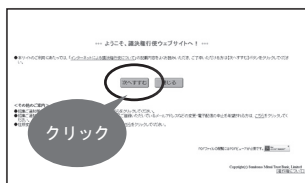


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

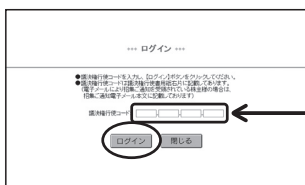
● パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



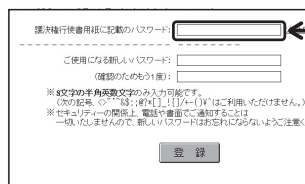
②議決権行使コードを入力する



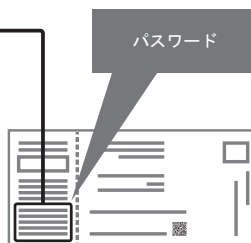
お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と本株主総会でご使用になる「新しいパスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎ 0120-652-031 (9:00～21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00～17:00)

メモ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

メモ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

株主総会会場のご案内図

会 場 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 1 番33号

当社 東建本社丸の内ビル 3 階 東建ホール・丸の内

公共交通機関 地下鉄桜通線・鶴舞線「丸の内」駅 1 番出口すぐ

※お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

